

令和 8 年 6 月 定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和 8 年 6 月 2 2 日 午後 1 時 3 0 分開会 午後 2 時 5 6 分開会	
開 催 場 所	志木市役所 教育委員会会議室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、上野幸子教育長職務代理者、 飯田昌利委員、可知良之委員、久保大地委員
	欠 席	なし
説明のため出席 した者の氏名・ 職名	青木教育政策部長、佐藤教育総務課長、安彦教育政策部参事兼学校教育 課長、徳留生涯学習課長、菅野教育サポートセンター所長、 丸山学校教育課主幹兼指導主事	
会 議 書 記	今野教育総務課主査	
傍 聴 人	1 人	
会 議 内 容	議 題 第 3 4 号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則に ついて 第 3 5 号議案 志木市教育委員会就学指定校変更及び区域外就学取扱 規程の一部を改正する規程について 第 3 6 号議案 志木市スポーツ推進審議会委員の任命について 報告事項 （１）志木市小中学校における令和 7 年度問題行動等、生徒指導上の 諸問題に関する調査結果について （２）令和 8 年度就学相談説明会及び令和 8 年度就学支援委員会につ いて その他	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○柚木教育長

令和8年6月定例教育委員会会議の開会を宣す。

傍聴希望者について、傍聴を許可した。

＊＊ 傍聴人 入場 ＊＊

議事録署名委員に可知委員を指名した。

会議書記に今野主査を指名した。

5月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎教育委員会報告

○青木教育政策部長

令和8年5月定例教育委員会後の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 5月19日 令和8年度埼玉県南部地区教育委員会連合会定期総会
- ・ 5月20日 令和8年度教職員人事評価「校長当初申告」教育長面談
- ・ 5月20日～21日 宗岡第三小学校修学旅行
- ・ 5月21日 埼玉縣市町村教育委員会連合会総会
- ・ 5月21日～22日 志木小学校修学旅行
- ・ 5月22日 志木市文化財保護審議会
- ・ 5月23日 宗岡小学校・志木第三小学校運動会
- ・ 5月25日 志木市教育委員会南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当
学校訪問（志木第二小学校）
租税教育推進協議会定期総会
- ・ 5月26日 志木市教育委員会南部教育事務所総務・人事・学事担当学校訪問
（志木第四小学校・宗岡第四小学校・志木中学校・志木第二中学校）
志木第二中学校体育祭
- ・ 5月27日 志木の森学園開校準備委員会
志木市連合婦人会定期総会
- ・ 5月28日 埼玉県生徒指導課訪問
志木市人権教育推進協議会理事会・総会
南部教育長会議・教育長協議会
- ・ 5月29日 志木市教育委員会南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当
学校訪問（宗岡第二小学校）
令和8年度関東甲信越市町村教育委員会連合会総会及び研修会
- ・ 5月31日 市民バドミントン大会

- ・ 6 月 1 日 志木市教育委員会南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当
学校訪問（志木第四小学校）
- ・ 6 月 2 日 志木市議会 6 月定例会・開会
- ・ 6 月 3 日 台風 6 号の影響により、市内小中学校全校を臨時休校
- ・ 6 月 4 日 志木市いじめ防止対策委員会
- ・ 6 月 5 日 志木市議会 6 月定例会・総括質疑
- ・ 6 月 7 日 チャレンジスポーツ（BMX）
- ・ 6 月 10 日～11 日 宗岡第二小学校修学旅行
- ・ 6 月 11 日 志木市議会 6 月定例会・本会議・常任委員会
- ・ 6 月 16 日～18 日 志木市議会 6 月定例会・一般質問
- ・ 6 月 17 日～18 日 志木第二小学校修学旅行
- ・ 6 月 18 日～19 日 宗岡小学校修学旅行
- ・ 6 月 21 日 市民弓道大会
郷土芸能フェスティバル（宗岡グランド）

令和 8 年志木市議会 6 月定例会について

教育委員会への一般質問の答弁内容について説明

教育長発議

○柚木教育長

第 36 号議案 志木市スポーツ推進審議会委員の任命については、人事案件であるため、志木市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて、採決した結果、第 36 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

第 36 号議案については、非公開案件であるため、会議の最後に審議することとしてよい

○全委員

了承する。

◎第34号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

○柚木教育長

第34号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、説明を求める。

○安彦教育政策部参事兼学校教育課長

本議案については、国の令和8年度要保護児童生徒援助費補助金の単価変更に伴い、就学援助額を変更するものである。

また、支給方法の変更については、事務の円滑化及び保護者への適正な支給のため行うものである。規則改正箇所については、志木市就学援助費支給規則の第6条第1項第3号ア中「57,060円」を「64,300円」に改め、同号イ中「63,000円」を「81,000円」に改めるとともに、第7条第1項中「、各学期末までに」を削るものである。

○柚木教育長

質問はあるか。

○委員

第7条第1項中「、各学期末までに」を削るとのことだが、今回の改正に伴い、運営方法はどのように変わってくるのか。

○安彦教育政策部参事兼学校教育課長

現状では、1学期中に援助費の支給を受けるためには、保護者からの申請書の締め切りが6月中頃とかなり早い締め切りとなっており、それ以降に生じた金額については、次の学期以降の支給となってしまう状況にある。今回の改正により、例えば、7月中に支払った分も含めて保護者が請求することができるようになり、できるだけ1学期中に支払った分の全額を対象として補助金の支給ができるように、形を整えたものである。また、事務手続きの煩雑化もあるため、そのための時間的ゆとりを持つという側面もある。

○委員

今回の改正では、第6条の新入学学用品費の支給額として、中学校の第1学年の場合81,000円に変更されているが、実際には、新入学学用品の購入費用として、およそ90,000円から110,000円程度かかると聞いている。この制度では、支払った費用の全額ではなく、一部を補助するという解釈でよろしいか。

○安彦教育政策部参事兼学校教育課長

満額までには届かない場合もあるが、可能な限り補助するものである。新入学学用品の購入費用は、個人差もあるため、この支給額で満額となる方もいれば、満額までには至らない方もいる。

○**柚木教育長**

今回の改正は、国の基準に基づくものである。

○**柚木教育長**

他に質問はあるか。

○**全委員**

なし。

○**柚木教育長**

第 3 4 号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則については、原案のとおりとしてよろしいか。

○**全委員**

異議なし。

○**柚木教育長**

第 3 4 号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決された。

◎**第 3 5 号議案 志木市教育委員会就学指定校変更及び区域外就学取扱規程の一部を改正する規程について**

○**柚木教育長**

第 3 5 号議案 志木市教育委員会就学指定校変更及び区域外就学取扱規程の一部を改正する規程について、説明を求める。

○**安彦教育政策部参事兼学校教育課長**

本市では中学校選択制度により、入学する中学校を選択できる仕組みをとっている。現行規程では、中学校選択制度を利用せず、学区中学校に入学後、市内の学区外へ転居した場合は在籍中の中学校への就学継続申請は学期末までしか認められていない。中学校選択制度の趣旨に則り、制度の一貫性を図るため、この案を提出するものである。

規定改正箇所については、「事由 1 学年途中の転居又は転出」を、「事由 1 学年途中の市内転居」と、「事由 2 学年途中の市外転出」に分け、あわせて、中学校 1 年から 2 年が、学年途中の市内転居を理由に、指定校変更の申請できる期間を、「学期末まで」から、「卒業まで」に変更する。それに伴い、「別表事由 8 その他 許可条件(1)」を、「1～5」から、「1～6」に変更するものである。

○**柚木教育長**

質問はあるか。

○**委員**

現在、本市では、小学6年生から中学1年生になる際には中学校を自由に選択できるが、中学校入学後は選択できない状況にある。この改正により、中学入学後の市内転居の場合についても、入学した中学校を選択できるようになるということか。

○**柚木教育長**

そのとおりである。

○**委員**

これまでは、小学校から中学校に進学する際に、例えば、宗岡中学校区のお子さんが志木中学校を希望して、志木中学校に入学し、その後、幸町に転居して志木第二中学校区になった場合には、志木第二中学校に通学しなければならなかったということなのか。

○**安彦教育政策部参事兼学校教育課長**

現在、中学校入学段階で中学校を選択した場合は、途中で転居しても選択できるという仕組みになっている。

しかし、中学校入学段階で中学校を選択しないで入学した場合、例えば、宗岡中学校区のお子さんが宗岡中学校に入学した後、志木中学校区に転居した場合は、志木中学校に通学しなければならない規定になっており、現状では一貫性がない仕組みになっているため、今回の改正するものである。

○**委員**

市外に転居した場合はどのようなになるのか。

○**安彦教育政策部参事兼学校教育課長**

市外転居の場合は、所管が他の教育委員会になることから、転居先の中学校に転校いただくことになる。

○**柚木教育長**

今回の改正は、市内転居のみが対象となる。

○**柚木教育長**

他に質問はあるか。

○**全委員**

なし。

○**柚木教育長**

第35号議案 志木市教育委員会就学指定校変更及び区域外就学取扱規程の一部を改正する規程については、原案のとおりとしてよろしいか。

○**全委員**

異議なし。

○**柚木教育長**

第35号議案 志木市教育委員会就学指定校変更及び区域外就学取扱規程の一部を改正する規程については、原案のとおり可決された。

◎**報告事項（１）志木市小中学校における令和7年度問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査結果について**

○**安彦教育政策部参事兼学校教育課長**

志木市小中学校における令和7年度問題行動等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果についてであるが、はじめに 項目1の「いじめの認知件数」については、小学校では、157件で対前年度比78件の増、中学校では84件で対前年度比33件の増であり、小学校、中学校ともに増加している。学校では、いじめの「早期発見、早期解決」を合言葉に、どんな小さな事案も被害者の立場に寄り添い、いじめとして認知をしており、認知件数が増加している。特に、「早期発見」については、初期対応の充実を推進しており、積極的な認知とともにスクールロイヤーの活用など、組織的に対応をするようにしている。

次に 項目2の「不登校者数」については、小学校は97人で対前年度比21人の増、中学校は86人で、対前年度比増減なしで、小学校で増加傾向となっている。不登校について把握した事実については、該当児童生徒や家庭と学校とのやりとりの中で、「友人関係をめぐる問題」、「学業不振」や「親子の関わり方」、「生活リズムの不調」、「不安や抑うつ」、「学校生活に対してやる気が出ない等」の情報や相談が多くなっている。

次に 項目3の「長期欠席者数」については、小学校では156人で対前年度比24人の増、中学校では122人で対前年度比3人の減となっており、小学校は増加、中学校では減少している。

次に、項目4の「暴力行為」については、小学校では53件で対前年度比16件の増、中学校では40件で対前年度比3件の増であり、特に小学校で増加している。

併せて、暴力行為の未然防止のために、該当児童生徒の問題行動だけに着目せずに、その子自身がもつ課題や家庭の状況等を把握して、適切に対応できるようにしていく。

○**委員**

不登校者数の推移と長期欠席者数の推移であるが、中学校になるとどちらも減少してきているが、小学校では増加傾向にある。小学校のなかでも低学年が増加しているのか、

高学年が増加しているのか、逆に減少してきているのか、その状況が分かれば、中学校では減少してきているので、小学校5・6年生くらいで対策を講じれば、中学校でさらに減少してくると思う。

また、暴力行為の定義・基準を知りたい。

○安彦教育政策部参事兼学校教育課長

まず、小学校の不登校者数と長期欠席者数の学年別の傾向についてであるが、不登校傾向の児童は、最近、低学年化しており、低学年で不登校になる児童が増えてきている。多くの児童は不登校が継続するので、低学年で不登校になると、総量がだんだん大きくなっていく傾向にある。そのため、不登校傾向の早期化が現在、大きな課題となっている。

また、暴力行為についてであるが、子ども同士や対教員など、「つい手が出てしまう」、「器物を破損してしまう」などの項目をあげている。こちらも、コミュニケーション能力に課題があり、つい言葉がうまく出ずに手が出てしまう児童生徒が多いという報告を受けている。

○委員

暴力行為として、先ほどのお話だと有形力の行使に限定されていたと思うが、暴力行為には、言葉の暴力というか無形力の行使もあるという点で、暴力行為を無形力の行使まで含めるともう少し増えるかもしれない。むしろ、有形力の行使よりも無形力の行使の方が心の傷を負う場合も多いと思うので、無形力の行使についても考えていただけるとよいと思う。

不登校についてだが、原因はさまざまであると思うが、一例をあげると小学校の時に不登校であったお子さんが、中学校に入学後、学校の先生にきめ細やかに対応していただいたおかげで、4月に入学してから1か月で学校に来られるようになり、その後、無事に中学校を卒業し、保護者が感謝していたという事例も聞いているので、長期的な視野で対策を講じていただければいいと思う。

○柚木教育長

言葉の暴力は、どちらかというところ「いじめ」に分類されていると思う。

○委員

いじめについては、初期対応が一番大事であると思う。いじめを認知したあと、大きなものに進んでしまったものはどの程度あるのか。

また、不登校の問題で先ほど低学年で増えているという話であったが、家庭環境がどの程度影響しているのか、学校現場としてどの程度把握しているのか、また、ご家庭とどの程度連携を図っているのか伺いたい。

あわせて、暴力行為については、先生方への暴力行為はないのか伺いたい。

○安彦教育政策部参事兼学校教育課長

いじめの認知件数については、委員のご指摘のとおり、初期対応の関係でかなり数が多い

くなっている。その事案が大きくなるかについては、よめない部分もかなりあるため、学校では、まずは認知をして、事が大きくなる前に対応をしっかりとしていくということを徹底している。

また、不登校者の家庭環境についてであるが、今は、学校に行くことだけが目的ではないという傾向があるため、保護者についても必ず学校に行かせようという意識ではない方も多くいる。本人が行きたがらないから無理はさせないというご家庭も増えている。そのため、子どもたちに多様な学びの場を市教育委員会としても整えていくなかで、子どもたちが学校に通えなくても居場所を作れるような形で対応をしている。

また、暴力行為についてであるが、現時点では、本市においては、対教師への暴力行為はないものと認識している。

○丸山学校教育課主幹兼指導主事

暴力行為の定義についてであるが、文部科学省の調査においては、「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする、としている。

○委員

いじめの認知件数が増えているが、積極的にこういう内容もいじめなんだということを早い段階で先生方も積極的に取りあげてくれている表れであると思う。

それよりも、重大事態の件数の方が、非常に重要である。重大事態には、暴力的な行為を行う第1号と学校に来られなくなってしまう事案の第2号があるが、これが本市の不登校者数に反映していたら困ると思っている。

また、本市の中学校の不登校者数が昨年から減少傾向にあるが、市内の中学校では、控室を不登校気味の生徒たちが自由に来られるような部屋とした学校もあり、このような取り組みも効果があったのではないかと考えている。教育委員会としては、中学校の不登校者数が減少した要因について、どのように分析されているのか伺いたい。

○安彦教育政策部参事兼学校教育課長

中学校の不登校者数が減少した要因については、市教育委員会としてもできるだけ学びの多様化のニーズに応じられるように対応している。特に、市内全中学校では校内支援ルームを設置しており、なかなか教室に入れない生徒がそこに登校できるように支援している。また、相談室や教育サポートセンター、オンライン授業などにより、様々なニーズに対応するとともに、先生方もきめ細やかに対応しているということの結果ではないかと考えている。

○委員

小学校では不登校の児童が増えているが、中学校と同様に、小学校に対しても具体的な

施策を講じていただくといいと思う。

○委員

不登校は、最後に不登校の子どもたちがどうやってまた学校に戻ってこられるかということが大事であると思うが、不登校傾向の保護者からのお話を聞くと、最初はいろいろな理由があって学校に行けなくなっているのだが、教育サポートセンターや校内支援ルームなどのさまざまな献身的なサポートがあり、おそらくもう学校にいけるはずだが、子ども自身は休んでもいいことに慣れてしまっていて、親は行かせたいのだが、今日は疲れたからいいやと言って学校に行こうとしないので、どうしたらいいのかと悩んでいる保護者もいる。

当初の不登校の理由をすでにクリアしており、子どもとしては、いつ学校に行ってもいいと思ってはいるが、気分がまだのらないという場合、どう子どもたちの気持ちを学校に向けていくのかということを意識しながら教育施策を行っていただければいいと思う。

○柚木教育長

不登校の子どもは一人ひとりケースが違う。思いっきり背中を押せば学校に行ける子もいれば、少し背中を押しただけで学校に行ける子、逆に強く押してしまうとまた行けなくなってしまう子もいる。そのため、市教育委員会においては、教育サポートセンターの相談員による支援や校内支援ルームでの支援など様々な施策を講じており、今後も、委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえながら、ケースバイケースでの適切な対応を進めていきたいと考えている。

◎報告事項（２）令和８年度就学相談説明会及び令和８年度就学支援委員会について

○菅野教育サポートセンター所長

去る、６月５日に令和８年度就学相談説明会を実施したところ２５名の参加者があった。市内全小中学校にある特別支援学級、志木第三小学校、宗岡小学校、宗岡第三小学校にある通級指導教室、県立特別支援学校についての説明を行い、特に所沢おおぞら特別支援学校については昨年度に続き、特別支援教育コーディネーターから紹介をしていただいた。

また、市内各小中学校特別支援学級見学会・体験入級の案内をした。

就学支援委員会については、対象者が増えたことや特別支援学校への円滑な就学を推進するため、今年度から新たに８月も開催し、令和８年７月から令和９年２月までの間に合計５回開催することとした。

◎その他

第25回いろは子ども文化賞について

○丸山学校教育課主幹兼指導主事

本事業は、本市の子どもたちがふるさとを大切にする心や豊かな感性、表現力、想像力を育むことを目的として実施しており、今年度で25回目となる。

今年度は、作文部門・研究部門・美術部門・ポエム部門・田子山富士塚部門の5部門で募集する。募集テーマは、昨年と同様、「志木の魅力」「夢」「絆」を基本とし、研究部門については「志木の魅力発見」、田子山富士塚部門については、志木市の貴重な文化財である田子山富士塚に関する作品を対象とする。

なお、今年度、作文部門については、テーマに沿った作文を募集し、ポエム部門については、俳句・短歌・詩を募集する。

応募作品は、各学校で校内審査を行ったうえで推薦された作品に対し市教育委員会において審査を実施する。

最優秀賞は、各部門1点、優秀賞は各部門20点程度予定している。

今後、各小中学校へ周知し、多くの児童生徒が応募できるよう取り組んでいく。

令和8年度文化体験道場について

○徳留生涯学習課長

文化体験道場～その1～を、7月21日から11月14日までの間で実施する。

対象は、市内小中学生で、種目により対象学年が異なる。

講師は志木市文化協会の方で、体験種目は民謡、茶道、華道、箏曲、邦舞踊、三味線の6種目で、うち華道、邦舞踊、民謡は、志木市民文化祭に出演予定である。

また、6月1日から市広報、市ホームページ、公共施設及び さくら連絡網で参加者を募集しているが、応募状況を鑑みながら、講師と相談のうえ、2部制や交代制、抽選などで対応をしていく予定である。

なお、年明けには、文化体験道場～その2～として太鼓と邦舞踊を実施する予定である。

○委員

おもしろい企画であるが、上限人数は決めているのか。

○徳留生涯学習課長

種目ごとに定員を定めている。

○柚木教育長

華道は、定員70人とのことだが、一度に70人で行うのか。また、70人は全員、全3回参加するのか。

○徳留生涯学習課長

1 回を 2 部制もしくは 3 部制に分けて行う予定である。また、1 人につき全 3 回受講いただくことになる。

○委員

各種目の日程をみると同じ日に重なっているものもあるが、1 人で複数の種目を受講することはできるのか。

○徳留生涯学習課長

1 人で複数の種目に申し込みすることは可能である。

人権研修会について

○徳留生涯学習課長

市教育委員会では志木市人権教育推進協議会と共催し、人権研修会を開催する。

内容は、島崎藤村原作の映画「破戒」の鑑賞会であり、日時は、令和 8 年 8 月 6 日木曜日 10 時から正午で、会場はいろは遊学館ホールである。定員は 50 人で、7 月号の広報しきで参加者を募集する。

令和 8 年度チャレンジスポーツについて

○徳留生涯学習課長

令和 8 年 7 月 5 日及び 7 月 11 日にチャレンジスポーツを実施する。

本市では、第 3 期志木市スポーツ推進計画に基づき子どもたちが「やってみたい！」と興味を持ち、e スポーツやニュースポーツを含めたさまざまなスポーツに触れることのできる機会を提供するチャレンジスポーツ事業を実施しており、今年度は野球を実施する。

講師は、志木市体育協会の志木市リトルシニア硬式野球連盟で、時間は午前 10 時から正午、会場は、いろは親水公園左岸エリアで行う。雨天の場合は中止とし、対象者は市内在住・在学の未就学児から小学生までの方とする。

今回は事前申し込み不要とし、多くの市民が野球に触れるきっかけづくりとする。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

＊ ＊ 傍聴人 退場 ＊ ＊

◎第 3 6 号議案 志木市スポーツ推進審議会委員の任命について

※第 3 6 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき、
審議結果を除き、公表しない。

第 3 6 号議案 志木市スポーツ推進審議会委員の任命については、原案のとおり可決
された。

○柚木教育長

他になければ、これをもって令和 8 年 6 月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

(※署名は原本)